

論文の和文要旨

論文題目

パレスチナにおける政治囚人と投獄をめぐる言説と抵抗実践：入植者植民地主義に抗する解放運動の視点から
(Discourse on Prison, Captivity, and Anti-Colonial Liberation Struggle in Palestine)

氏名

南部真喜子

本論文は、イスラエル軍や治安当局によるパレスチナ人の逮捕と拘禁の問題に着目し、投獄にまつわるパレスチナ社会の言説と抵抗実践について考察するものである。イスラエルの軍事占領下にある被占領地パレスチナでは、イスラエル軍や治安当局によるパレスチナ人の不当逮捕や拘禁が日常的に発生している。逮捕と拘禁の対象となるのは、イスラエルの軍事占領支配や人種主義政策に対する抵抗を組織的に行う者から、政治活動、学生運動、市民運動の実践者に加えて未成年者に至るまで社会のあらゆる層を含んでおり、パレスチナでは「逮捕されたことがない人が一人もいない家はない」と言われるほど社会が日常的に直面する問題の一つとなっている。そうした状況を背景に、パレスチナではイスラエルの刑務所に投獄されている政治囚人の監獄内部での組織化や抵抗運動が歴史的に展開されてきた側面もある。

本論文では、イスラエルとパレスチナの関係性を入植者植民地主義の枠組みを用いて捉えなおし、シオニズム運動およびイスラエル政府が継続してきたパレスチナの土地への入植者植民地主義とそのもとで制度化するパレスチナ人への人種主義政策（アパルトヘイト）を根本的な問題として捉えるとともに分析の際の基本的視座とする。イスラエルで市民に適用される国内法とは異なる軍法による支配を被占領地のパレスチナ人に適用する法体制は、そうした人種主義体制を象徴する制度であり、逮捕や投獄の問題は、軍法による支配のもとで重ねられるパレスチナ人に対する人権侵害を象徴する問題の一つでもある。イスラエル軍や治安当局による逮捕と拘禁は、「セ

セキュリティ」や「治安維持」の名目以上に、植民国家であるイスラエルによる、先住民族としてのパレスチナ人を隔離、分断、排除する手段であると言える。本論文は、そうした逮捕や拘禁の実態に加えて、それらに直面するパレスチナ人の個人的および社会的な投獄経験や抵抗の実践、また政治囚人への社会的な連帯を通じた解放運動の展開について検討した。

第一章の「軍事司法制度」では、イスラエルの軍法による支配や軍事法廷がどのように適用され機能しているかについて概観した。加えて、その体制を維持している「セキュリティ」言説についても検討した。イスラエルの軍事司法制度は、パレスチナ人を異なる「人種」として分類したうえで、イスラエル社会の治安を脅かす「脅威」として他者化する。それゆえ、パレスチナ人の植民地支配に対する抵抗は犯罪化され、それらを取り締まることがセキュリティ上不可欠なものとして正当化される。

一方で、パレスチナ社会では、法による抵抗の弾圧や犯罪化は反植民地主義的な闘争に伴う一つの側面として捉えられている。イスラエル当局に逮捕、拘禁される囚人はアラビア語の「捕虜」を意味する言葉で呼ばれ、投獄の経験は日常のあらゆる抵抗の過程に起因したものとしてみなされる。しかし、パレスチナ人を「脅威的な他者」とみなすイスラエル当局の思考様式は、法的年齢を問わずすべてのパレスチナ人に対して向けられており、未成年者であってもまぬがれるものではない。

第二章の「占領下エルサレムにおける未成年者の逮捕と拘禁」では、東エルサレムのパレスチナ人コミュニティが直面する、未成年者の逮捕と拘禁の問題に焦点を当て、拘禁の経験が個人にもたらす影響や、家族やコミュニティ内での関係性に及ぼす影響について考察した。東エルサレムは、1967年以來イスラエルに併合され、現在はイスラエルの行政管理下にある。同じく被占領地である西岸地区とは切り離され、孤立を深める一方で、イスラエル市行政の進める街の「ユダヤ化」政策は東エルサレムのパレスチナ人コミュニティへの侵食を加速させている。これらはパレスチナ人に

対する住民権のはく奪や、開発区域の制限、家屋破壊、また入植者団体による活発な入植活動とそれに伴うパレスチナ人住民の住居からの追い出しといった様々な形の民族浄化政策として表面化している。イスラエル当局によるパレスチナ人未成年者の逮捕と拘禁は、こうした東エルサレムにおける一連の民族浄化政策の一環として、コミュニティを弱体化させる一つ的手段として機能している。

その一例として未成年者に対する自宅拘禁の多用があげられる。自宅拘禁は、逮捕後に刑が確定するまでの期間を自宅で過ごし、その外での行動範囲を制限する措置である。自宅拘禁では一般的に、未成年者の親である保護者が「監視役」を担わされており、従来占領当局がパレスチナ人に対して行っている監視や支配の構造が、パレスチナ人の家庭内に持ち込まれることに起因する家族関係の悪化といった影響が報告されている。Shalhoub-Kevorkian (2019)はこれらの国家暴力を“Unchilding”の概念から指摘する。すなわち、イスラエル当局によるパレスチナ人の未成年者への暴力は、個人が「子どもであること」を否定し、被抑圧者としてのパレスチナ人の次世代が発展することを阻止し、コミュニティの社会的基盤を破壊することにつながっている。

次の第三章「ハンガーストライキと抵抗運動」では、上記のような社会の孤立や分断が加速するなかで模索されている抵抗運動の実践について、イスラエルの刑務所に収監されている政治囚人たちによるハンガーストライキと、それに対するパレスチナ社会の連帯の動きを考察した。1993年に交わされたイスラエルとパレスチナ解放機構によるオスロ合意以降、東エルサレムのみならず、パレスチナ社会は地理的、政治的な分断が深刻化している。とりわけ、オスロ合意以前に存在したパレスチナ民族解放運動の中核が、オスロ合意以降はパレスチナ被占領地における「自治」を担う「自治政府」と変容していったことを背景に、自治政府がイスラエルの占領支配に抵抗するパレスチナ人を弾圧する実態も生まれるようになった。

本章では、2012年以降徐々に拡大してきた政治囚人のハンガーストライキの展

開とともに、それが刑務所の外の抵抗運動との連関について考察した。ハンガーストライキは、イスラエルの刑務所に収監されているパレスチナ人囚人が歴史的に用いてきた主要な抵抗実践の一つである。近年のハンガーストライキは、主にイスラエルに行政拘禁に抗議する個人が長期間にわたるストライキを行う事例が多く見られるとともに、そうした個人のストライキに触発される形で組織される、集団でのハンガーストライキも断続的に行われている。刑務所の外では、そうした政治囚人のハンガーストライキとの連帯行動を通して、イスラエルの入植者植民地主義とアパルトヘイトの撤廃のためのより広い草の根運動の再生に向けた模索や思考が展開されてきた。

第四章「投獄経験の語りと言葉」では、上記のような解放運動の再生が模索される中で、パレスチナのこれまでの歴史的な抵抗史がどのような言葉で語れ、記憶されてきたのかについて、個人や公的な投獄経験の語りを通して考察した。過去の抵抗史を振り返る作業だけでなく、時間を経て社会で語られるようになった投獄の個人的経験が、現在のパレスチナ社会でどのように表現されているかを着目している。

例えば、パレスチナでは投獄経験者の圧倒的多数が男性であることから、女性の投獄経験が語られることが少なかった。1970年代以降、パレスチナの解放運動に従事しイスラエル軍に逮捕され収監された女性たちが、近年その経験を創作活動の一環として自らの言葉で綴る試みなどが見られる。また、当時は忘れることを通して対処してきた投獄の記憶を、ドキュメンタリー映画製作への参加を通して語りなおす映像作品なども生まれている。本章では他にも、抗議行動の際に使われる呼びかけの言葉やスローガンなどの考察を通して、抵抗実践や思想を形づくる言語を整理した。

最終章の第五章「グローバルな収監制度のなかのパレスチナ」では、イスラエルの刑務所や軍検問所、路上に設置されている監視カメラなどに使用されているハイテク技術を生み出すセキュリティ、軍需、ハイテク産業が、世界の新自由主義経済を背景に、イスラエルのアパルトヘイト体制の維持にいかに関与しているかについて考察

した。グローバル企業の生み出すハイテク技術や商品が各地の抑圧や人権侵害に関与している事例は、例えばアメリカの「産獄複合体」の議論とも重なる。イスラエルのパレスチナ人に対する支配の問題を、その支配体制を可能にしているグローバル経済の加担の問題とつなげて捉える動きは、被占領地に暮らすパレスチナ人と各地に暮らす離散パレスチナ人の共通課題をより明確なものにするとともに、国際的な連帯の可能性を実践する場となりつつある。